

熱海市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第5号

熱海市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

熱海市国民健康保険税条例(昭和35年熱海市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第27条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の熱海市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度までの年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。